東京における地域連携ネットワーク　イメージ図

～地域と家裁の連携による新たなしくみを実施する場合～

家庭裁判所

地域包括支援セン

福祉・医療関係者

専門職

行政

その他の関係機関

中核機関（推進機関）

協議会

運営委員会

地域福祉権利擁護事業

法人後見の実施

市民後見人の養成

相談対応・助言

検討・支援会議

定期的に開催する。（標準的には月 1～2 回）
会議では各ケースについて①～③のいずれかの段階について取り上げる。ケースにより、①、②を同時に行うことも考えられる。

※相談、助言・情報収集・アセスメント

①【権利擁護支援についての判断】
・本人の権利擁護支援の必要性、適切な支援内容等について検討する。（成年後見制度だけでなく、地域福祉権利擁護事業など他のサービスの利用の可能性についても検討する。）
・成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、後見人等候補者の属性（親族・専門職等）について検討する。

※後見（支援）基本方針シート作成

②【後見（支援）基本方針シートの作成】
・成年後見制度の利用が必要と判断されたケースについて、本人の意向を踏まえた後見業務や後見人支援の方針を検討する。

※候補者の照会、紹介、面会
申立支援（家裁への基本方針シートの提出）

後見人選任後

③【モニタリング】
・報告書提出などのタイミングを捉えて後見業務の実施状況、支援内容の適切性について、適宜「後見・支援に関するプラン・モニタリングシート」を活用しながら、支援者、専門職を交えて検討する。

※以降も後見人へのサポートを継続して行う。

検討・支援会議に適宜メンバーが参加

支援チーム

CM

CW

地域包括支援センター

後見人

主治医

サービス提供責任者

【選任直後のチームミーティング】
・選任された後見人を含めた本人を支援してきた関係者の顔合わせを行い、基本方針シートをもとに、より具体的な支援内容を確認、検討する。その後も適宜必要に応じてチームミーティングを開催する。